

有

料

無

料

職業紹介事業許可証再交付申請書

職業紹介事業変更届出書

職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書

有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書

特別の法人無料職業紹介事業変更届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)

かぶしがいいしや のーす

②申請・届出者 氏 名 株式会社 ノース

代表取締役 辻 亨 印

1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。

2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。

3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。

6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。

7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。

8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号		
(ふりがな)		かぶしがいいしや のーす
④氏名又は名称		株式会社 ノース
⑤所 在 地	(ふりがな)	〒 4 6 5 - 0 0 9 4 電話 052 (753) 5662
		あいちけんなごやしめいとうくかめのい3ちょうめ189ばんち
		愛知県名古屋市名東区亀の井三丁目189番地
⑥事業所	(ふりがな) 名称	かぶしがいいしや のーす 株式会社 ノース
	(ふりがな) 所在地	あいちけんなごやしめいとうくかめのい3ちょうめ189ばんち 愛知県名古屋市名東区亀の井三丁目189番地

⑦変 更 事 項		
⑧変 更 前		
⑨変 更 後		
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等	職種：全職種 地域：国内 以下に該当する求人者からの学校卒業見込み者等であることを条件とした求人は取り扱わない。 ○ 若者雇用促進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者	
⑪変更(廃止)年月日		
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由	若者雇用促進法第 11 条の適用のため	
⑭備 考	営業 天野 初美 052 (753) 5662	

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条各号（第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。